

江東区失語症者向け

意思疎通支援者派遣事業

実施中！

失語症とは？

事故や病気などにより脳の言語中枢が損傷し、「話す」「書く」「聞く」「読む」といったことが困難になる障害です。



江東区観光キャラクター
コトミちゃん

日常生活の中でコミュニケーションを必要とする様々な場面で、失語症のある方の意思を確認し、コミュニケーションの橋渡しをする「**意思疎通支援者**」を派遣します！

利用対象者・利用できる場面は？

- ・ **江東区内在住**の方、または**江東区内に活動本拠を置く団体**にご利用いただけます。
- ・ 以下のような場面で、**原則無料**で利用できます。

	必要なお買い物 の際に		病院や薬局に 行く際に
	公的機関の窓口 に行く際に		公共交通機関を ご利用の際に
	会議等に出席 される際に	その他利用の相談は、障害者 施策課施策推進係へ	

ご利用には、事前登録が必要です！（裏面へ）

利用方法

(1) 事前登録

1. 登録申請書を作成し、区役所に提出



2. 協力言語聴覚士と面談



3. 区から登録証書を発行(事前登録完了!)

各種申請書は区役所窓口、
区HPで受領可能です。

ご提出方法

➡ 郵送、窓口持参、
FAX送信のいずれか

(2) 派遣申請

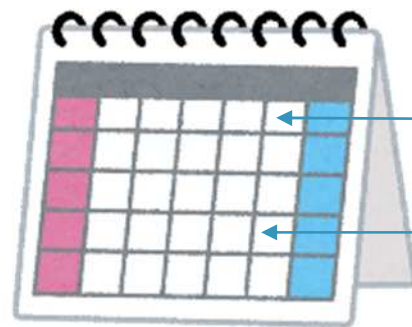
1. 派遣申請書を作成し、3週間前までに区役所に提出



2. 協力言語聴覚士と面談



3. 当日に支援を受ける



申請期限

使いたい日

注意事項

(1) 待ち合わせ場所から移動した意思疎通支援者分の交通費・入場料等は利用者負担です。

(2) 次のような場合、派遣できない可能性があります。

- ・意思疎通支援者の体調不良等で、派遣が難しいとき。
- ・派遣の要件を満たさない依頼のとき。

- ・ 営業活動、政治・政党活動、宗教活動に関するもの
- ・ 裁判や訴訟に関するもの
- ・ 宿泊を必要とするもの
- ・ 意思疎通を主たる目的としない外出

等々...



詳細については、下記までお問い合わせください。